

控 訴 状

令和6年4月3日

名古屋高等裁判所民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 柴 垣 幹 生



〒487-0032 愛知県春日井市高森台六丁目13番14号

控 訴 人 (原 告) 奥 村 昇 次

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目18番22号 三博ビル5階

名古屋第一法律事務所 (送達場所)

控訴人訴訟代理人弁護士 柴 垣 幹 生

電 話 (052) 211-2236

FAX (052) 211-2237

〒486-0845 愛知県春日井市瑞穂通二丁目155番1号 シャトー瑞穂203号

被 控 訴 人 (被 告) 友 松 孝 雄

慰謝料等請求控訴事件

訴訟物の価額 200万0000円

貼用印紙代 2万2500円

上記当事者間の名古屋地方裁判所令和5年(ワ)第413号慰謝料等請求事件について令和6年3月19日に言い渡された下記判決は、不服であるから控訴する。

第1 原判決の表示

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、金200万円及びこれに対する令和5年1月4日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 仮執行宣言

第3 控訴の理由

追って、控訴理由書を提出する。

以上

附 属 書 類

- | | |
|---------|----|
| 1 控訴状副本 | 1通 |
| 2 訴訟委任状 | 1通 |

委任状

事務所 〒

弁護士

電話

FAX

〒460-0002
名古屋市中区丸の内二丁目18番22号
三博ビル5階
名古屋第一法律事務所
電話<052>211-2236番代
FAX<052>211-2237番

弁護士 柴垣幹生

上記の者を代理人と定め、下記の行為を委任する。

相手方 友松孝雄
裁判所 名古屋高等 裁判所
事件番号 年()第 号
事件名 慰謝料等請求控訴 事件
法務局
供託物

民事訴訟法55条1項2項各所定の行為、非訟事件手続法23条1項2項各所定の行為（民事調停法22条、労働審判法29条1項によって準用される場合を含む）、家事事件手続法24条1項2項各所定の行為、管轄の合意、訴訟告知、担保（保証）及び弁済の各供託、担保取消決定の申立、同取消の同意、同取消決定に対する抗告権放棄又は不抗告の合意、権利行使催告の申立、供託物（金）又は有価証券その利息若くは利札の各払渡請求及び受領、債権届出、債権者集会・債権調査期日の各出頭、保管金の提出及び受領、復代理人選任、履行されるところの金品の受領並びにその他上記に関する一切の件

2024年 4月 1日

委任者

住所 春日井市高森台6丁目13番地14



捨印

氏名

奥村昇次

